

## パフォーマンス部門の競技規則

- 1)競技内容：ロボットの自由な演技を通して技術性・芸術性・独創性などをアピールし、審査点数を競う。
- 2)プレゼンテーション：演技のテーマ、観客に見て欲しい点、工夫した点、苦労談などを競技者が演技開始前に発表する。プレゼンテーションの内容は審査の参考にする。
- 3)競技場：会場床面を競技場とし、広さ 1.8m×1.8m 程度を目安とする。目安を超える場合は主催者に相談すること。競技場の周囲には観客や審査員の他に会場の物品などがあるが、主催者は運営に支障がない範囲でロボットの演技に会場の空間が使えるよう配慮する。
- 4)審査：ロボットの演技とプレゼンテーションの内容を審査員が次の配点で採点する。  
技術性 30 点、芸術性 30 点、独創性 20 点、総合印象 20 点。(合計 100 点満点)
- 5)プレゼンテーション・演技時間：プレゼンテーション 1 分、ロボットの演技 1 分程度を目安とする。時間計測は行なわないが、著しく時間を超過する場合は途中で中断させる場合がある。
- 6)ロボットの規格：ロボットは自律型とし、ロボットの電源を入れる時、またはスタート信号を送る時以外に競技者がロボットに触れたりリモコンで操作したりしてはならない。ロボットのサイズは特に定めない。次のようなものは出場を認めない場合がある。
  - ①競技場や会場の物品を汚したり破壊したりする可能性がある。
  - ②観客等に危害や不快感を与えたり、大騒音を発したりする可能性がある。
- 7)演技効果機材：演技効果のために音楽や照明などを補助的に使用しても良いが、その場合は必要機材を持参する。機材のサイズや消費電力が大きい場合は主催者に相談すること。
- 8)競技資格：中学 3 年生以下。
- 9)反則：次の場合は失格とする。①ロボットの規格違反。②競技資格違反。